

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成22年度より、新公益法人会計基準（平成20年改正）を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を行う。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残額

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本積立金	6,296,447	107	0	6,296,554
※三十三銀行定期預金	950,000	0	0	950,000
※三十三銀行普通預金	43,956	17	0	43,973
百五定期預金	5,011,270	85	0	5,011,355
百五定期預金	291,221	5	0	291,226
小 計	6,296,447	107	0	6,296,554
特定資産				
退職給付引当資産				
百五普通預金	2,679,100	0	526,465	2,152,635
特別積立預金				
百五普通預金	91,057	7	0	91,064
別途積立預金				
百五定期預金	7,118,691	121	0	7,118,812
小 計	9,888,848	128	526,465	9,362,511
合 計	16,185,295	235	526,465	15,659,065

※ 基本財産950,000円の利息分は普通預金に組み入れる。

※ 正味財産計算書利息金額との差異については、利息に係る税金分である。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産		()	()	()
基本積立金	6,296,554	()	(6,296,554)	()
三十三銀行定期預金	950,000	()	(950,000)	()
三十三銀行普通預金	43,973	()	(43,973)	()
百五定期預金	5,011,355	()	(5,011,355)	()
百五定期預金	291,226	()	(291,226)	()
小 計	6,296,554	(0)	(6,296,554)	(0)
特定資産		()	()	()
退職給付引当資産		()	()	()
百五普通預金	2,152,635	()	()	(2,152,635)
特別積立預金		()	()	()
百五普通預金	91,064	()	(91,064)	()
別途積立預金		()	()	()
百五定期預金	7,118,812	()	(7,118,812)	()
小 計	9,362,511	(0)	(7,209,876)	(2,152,635)
合 計	15,659,065	(0)	(13,506,430)	(2,152,635)

4. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金……………退職給付規程に基づく期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

退職給付引当金計算

①期末要支給額	前期末	2,679,100円	当期末	2,152,635円
②期首時点における退職給付引当金			残高	2,679,100円
③当期減少額				2,304,200円
④減少後額	②－③			374,900円
⑤退職給付費用		当期退職給付費用		1,777,735円

